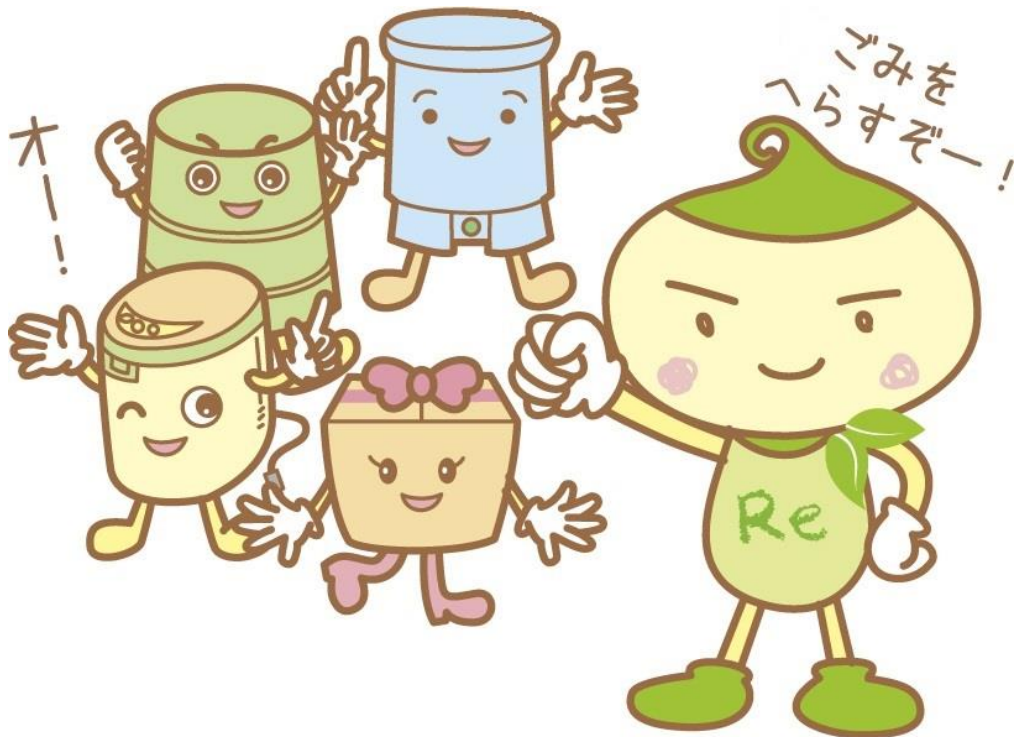


〈令和8年度版〉

大分市クリーン推進員

活動ハンドブック

日本一きれいなまちづくり！



市ごみ減量・リサイクル推進
イメージキャラクター
リサイクルン

大分市 環境部 清掃業務課

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| □大分市クリーン推進員について | 1 |
| □活動にあたって | 2 |
| □活動内容について | 3 |
| □クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金について | |
| □事務連絡のお願い | 4 |
| □大分市のごみの出し方 | 5 |
| □ごみステーションについて | 9 |
| □ごみステーションのマナー | 10 |
| □ボランティアごみについて | 11 |
| □ごみステーションからの資源物の持ち去り | |
| 禁止について | 12 |
| □高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業 | 13 |
| □まちの美化対策 | 14 |
| □放置自転車の処理について | |
| □犬・猫等小動物の死体について | 15 |
| □公共用地の管理者と連絡先 | 16 |
| □大分市のごみ減量・資源化の取り組み | 17 |
| □ごみに関するQ & A | 20 |
| □クリーン推進員活動報告書からの紹介 | 21 |

大分市クリーン推進員について

経過

| | | |
|-------|-----|--|
| 昭和55年 | 9月 | 「大分市クリーン相談員」制度を創設する。 |
| 平成12年 | 4月 | 「大分市クリーン推進員」へ名称変更する。 各自治会に1名配置する。 |
| 平成20年 | 4月 | 概ね世帯数800以上の自治会については、2名体制を可能とする。 |
| 平成26年 | 11月 | 「家庭ごみ有料化制度」の実施に伴い、概ね世帯数500以上の自治会に2名体制を可能とする。 |

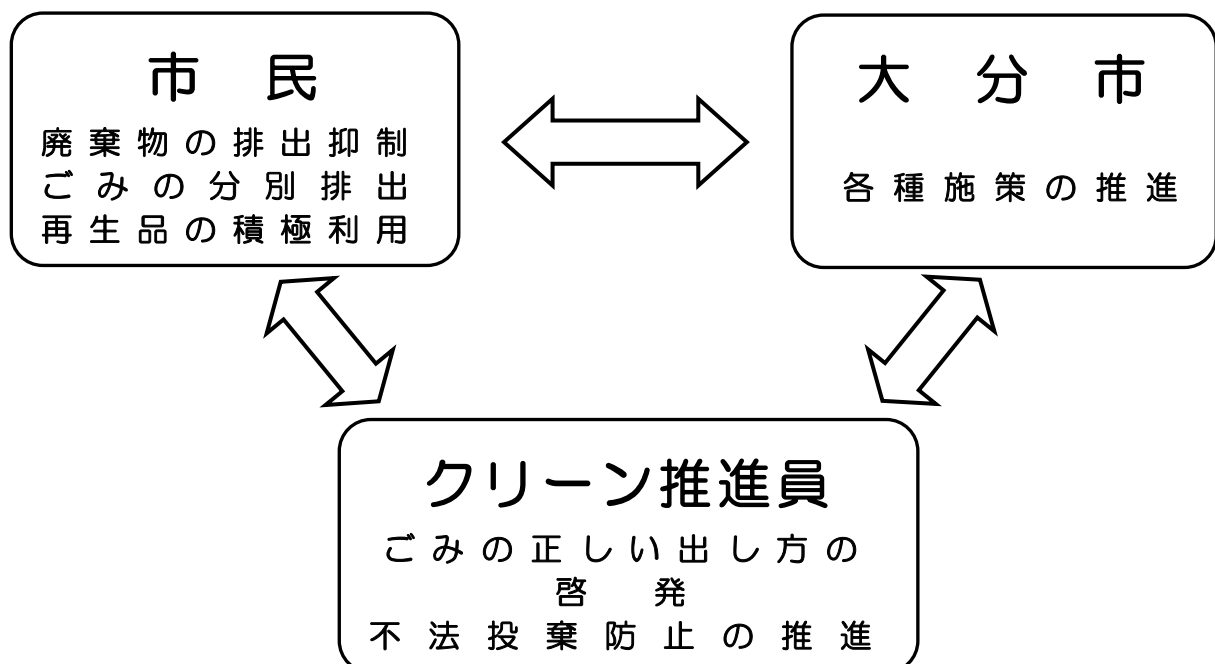
「大分市クリーン推進員」の任期は2年間（継続可）

※自治会からの推薦に基づき、市長が委嘱します。

- ・帽子
- ・腕章
- ・クリーン推進員証
- ・クリーン推進員プレート（看板）

新たにクリーン推進員になられた方には上記のものを配布します。（腕章、看板は前任者よりお受取り下さい。）

設置主旨 大分市の清掃事業の円滑な運営を図るためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要なことから、地域と市のパイプ役として、また広く市民に環境に対する意識の浸透を図っていただくことを目的にこの制度を設けています。クリーン推進員と行政との協働により「日本一きれいなまちづくり」を目指しましょう！



活動にあたって

活動時は、クリーン推進員証を必ず携帯する

活動の際は、クリーン推進員であることが分かるように身分を明示できる**クリーン推進員証**を携帯し、丁寧な対応をお願いいたします。
※帽子や腕章も着用するなどして、トラブルにならないようお願いいたします。



活動範囲は居住自治区内です

クリーン推進員は、自治会の推薦により大分市長が委嘱しています。活動は居住する自治区内でお願いします。

自治会との連携を図る

ごみ出しマナー等の啓発のため自治会の会議等に積極的に参加していただき、自治会長と連携を図って円滑に活動ができるようお願いいたします。

ごみ袋の開封は絶対しない

「燃やせるごみ」はプライバシーに関わるものが多いことから、トラブルの原因となりますので、絶対に開封しないでください。

住民間でのトラブルは避ける

住民関係の悪化を招くような活動は避けるようにしてください。必要な場合は担当事業所の清掃指導員にご相談ください。

クリーン推進員の任期は2年間です

任期の途中で交代（退任）する場合は自治会長と清掃業務課に連絡をお願いします。清掃業務課から自治会長宛てに、前任者の退任届けの用紙と新任者の推薦書をお送りします。

活動中の負傷について

自治区内で活動中に事故があったときは、市が加入している傷害保険(大分市市民活動等保険)が適用できる場合がありますので、速やかに下記までご連絡ください。また校区連絡会議で活動される場合は、別途、傷害保険(大分市市民活動等保険)の申請が必要になりますので、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

清掃業務課・指導普及担当班 568-5763

活動内容について

| | |
|----------------------|---|
| ごみの正しい出し方 ごみ減量の啓発 | <p>ごみ・資源物の収集日、分別、出し方は<u>ごみ収集カレンダー</u>や<u>家庭ごみ分別事典</u>を見て呼びかけをしてください。(家庭ごみ分別事典は市役所本庁舎、各支所で配布をしています。また市のホームページからダウンロードできます。)</p> |
| | <p>排出マナーの悪いごみステーションについては、自治会と市が連携を図り啓発看板の設置や啓発チラシの配布等を行います。現地で呼びかけをするなどご協力をお願いします。</p> |
| | <p>自治会の班長会議などの会合に積極的に参加して正しいごみの出し方について啓発を行ってください。</p> |
| | <p>有価物集団回収運動の促進を図り、回収団体の育成に取り組んでください。</p> |
| 不法投棄のない まちづくりの推進 | <p>不法投棄しているところを目撃した場合は、<u>日時・場所・ごみの内容・投棄者の車両ナンバー・会社名等</u>を確認し、所轄の警察署等へ通報してください。 また、不法投棄物を発見した場合は<u>動かさず</u>、投棄場所の管理者が国・県等の場合はそれぞれを所管する事業所に、市の場合は下記まで連絡してください。</p> <p>廃棄物対策課 537-7953 清掃業務課 568-5763</p> |
| | <p>自治会内で不法投棄されやすい場所を把握し、土地の管理者や所有者に対し看板や柵を設置するなど、不法投棄の防止策を講じるようお願いいたします。自治会の会合等でも地域の方に周知してください。</p> |
| 地域の清掃活動等への 協力 | <p>自治会内で行う清掃活動は、積極的な参加をお願いします。</p> |
| | <p>大分市が行う環境美化行事への協力をお願いします。 8月 「市民いっせいごみ拾い」 10月 「ごみ出しマナーアップ推進月間」 11月 「不法投棄防止強化月間」</p> |

クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金について

◇クリーン推進員の皆様が、校区ごとに行う研修会及び意見交換会を開催する際に、活動を支援する「校区連絡会議運営費補助金」を交付します。

| | | |
|-------|--------------------------|-------------------|
| 補助対象費 | 校区クリーン推進員人数 × 1,000円（上限） | |
| 補助対象品 | 消耗品費 | （クリアファイル、ペン等） |
| | 食料費 | （飲料費、茶菓子代 ※弁当代不可） |
| | 印刷製本費 | （コピー代） |
| | 通信運搬費 | （ハガキ、切手） |
| | 使用料 | （会場費、エアコン代） |

※必ず領収書が必要です。エアコン代は支払証明書を用意します。

補助金の対象とならないものもございますので事前にお問い合わせください。

【申請の方法】

申請を希望される校区連絡会議は、清掃業務課（568-5763）までご連絡いただければ、お伺いしてご説明をいたします。お気軽にご相談ください。

事務連絡のお願い

○活動の把握、市へのご意見・ご要望等の集約のため、

10月（前期4月～9月分）と4月（後期10月～翌年3月分）の年2回「活動報告書」を必ず提出いただきますようお願いいたします。

○クリーン推進員が任期の途中で交代（退任）する場合は、自治会長と清掃業務課に連絡をお願いいたします。

清掃業務課から自治会長宛てに前任者の退任届の用紙と新任者の推薦書をお送りします。

○前任の方は退任届を提出してください。

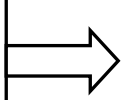
○新任の方は推進員報償金の座振込依頼書

※その際に、マイナンバー及び身分証明書の確認が必要となります。

○前任の方は、新任の方へ腕章と推進員看板の引継ぎをお願いいたします。

大分市のごみの出し方

「燃やせるごみ(可燃物)」
「燃やせないごみ(不燃物)」



指定有料ごみ袋

「プラスチック製容器包装(資源プラ)」



のマークが目印!!きれいに洗って乾かして。

「缶・びん」

食用・飲食用容器が対象。すすいで水気をきって。

「ペットボトル」

ふたは、はずして「資源プラ」へ。

ラベルは、はがして「資源プラ」へ。

すすいで、水気をきって、軽くつぶす。

「新聞類・その他紙類・布類」

新聞や雑誌、段ボール等は雨で濡れないときは、紐で縛って出すことができます。

「スプレー缶・蛍光管等」(電球・水銀使用計測器、乾電池、ライター類)

蛍光管等は割れないように、空き箱や紙等に包んで出してください。

スプレー缶等はなるべく使い切り、穴を開けずに出してください。

「大型ごみ・一時的多量ごみ」は、ごみステーションには出せません。

直接、処理施設に持ち込むか、有料で収集します。

〈申し込み先〉 東部・西部清掃事業所

佐賀関支所(佐賀関地区)

「犬・猫等小動物の死体処理」(P15参照)

死体収集は民間委託しています。

処理としては、一般廃棄物(可燃物)となります。

※詳細は家庭ごみ分別事典やごみ収集カレンダーを確認してください。

「燃やせるごみ」の日に捨てていませんか？

その紙切れも！リサイクルできます！

◎紙類は「古紙・布類」の日に！

燃やせるごみの中にリサイクルできる紙類が約1割含まれています。
長さ3cm×幅5mm以上の紙、空き箱、メモ紙なども「古紙・布類」の日に
出すことができます。普段何気なく捨てている紙切れにもリサイクルの目を向けてみてください。



「古紙・布類」の日に出すもの



「燃やせるごみ」の日に出すもの → リサイクルできない紙類

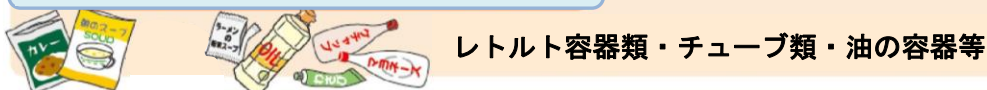


◎プラのマーク(♻️)があるものは「資源プラ」の日に！

「資源プラ」の日に出すもの → プラマークが目印です！



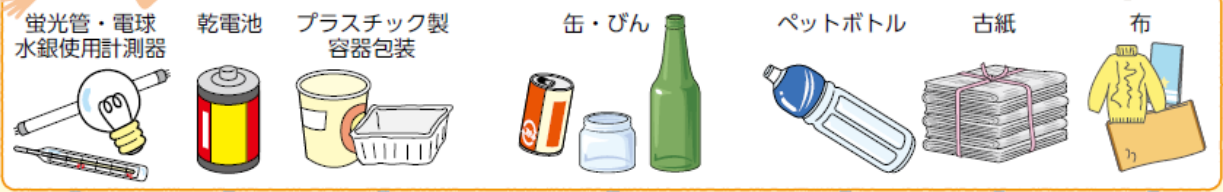
「燃やせるごみ」の日に出すもの → 汚れが落ちにくいもの



市ごみ減量・リサイクル推進
イメージキャラクター
リサイクルン



リサイクルの流れ

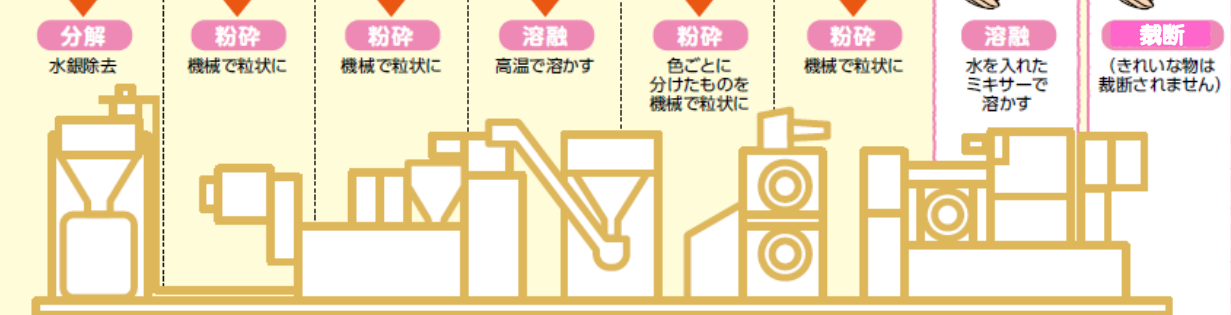


リサイクルプラザへ

古紙問屋



再資源化施設へ



粉碎・選別
金属類・蛍光体
ガラス

再び蛍光管に

「蛍光体の一部」は
セメント原料に

セメント

磁力選別
磁石で選別
焙焼
高温で焼く

工業原料

鉄
亜鉛

ブロックの骨材

「マンガンなど」は
スラグ化して
セメント原料に

セメント

熔融
高温で溶かす
プラ製品の原料や
油化・ガス化して
燃料化

材料リサイクルとして
パレット

杭や擬木

プランターや
植木鉢

各製品の地金に

「アルミ缶」は
再びアルミ缶や
いろいろな
アルミ製品に

「スチール缶」は
ビールなどの
建設用鋼材や
レールなどに

異物除去
金属やほこりを
取り除く
各製品の原料
(カレット)に

ガラスびん

グラスウール
(住宅用の断熱材など)

ボトル

素材化
各製品の素材に
繊維
シート

ユニフォーム

カーペット

卵パック

ボトル

異物除去
金属やプラスチックを
取り除く
インキ抜き

「新聞紙」は
新聞紙
週刊誌に

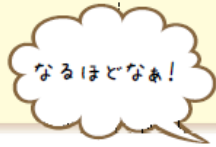
「紙パック」は
トイレ用
ペーパーに

「雑誌やその他紙類」は
本や紙箱に
「段ボール」は
再び段ボールに

古布や繊維

「きれいな物」は
古着として
リユース

「裁断したもの」は
ウエス
(工業用雑巾)や
自動車シートの
クッション材に



「テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」

リサイクル料金が必要です。(家庭ごみ分別事典参照)

| 対象品目 | エアコン | ブラウン管式テレビ 液晶テレビ・プラズマテレビ | 冷蔵庫・冷凍庫 温冷庫・ワインセラー | 洗濯機 衣類乾燥機 |
|-----------------|-------|--|--|--------------|
| リサイクル料金 (税込) | 550円～ | 15型・15V型以下 1,320円～ 16型・16V型以上 2,420円～ | 170リットル以下 3,740円～ 171リットル以上 4,730円～ | 2,530円～ |

一部メーカーで料金が異なります。(上記料金は2026年4月現在のものです。)

「パソコン」

パソコンはごみステーションには出せません。分解せずに以下の方法でリサイクルしてください。

1. 宅配便を利用した回収を依頼する

大分市ではリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結しており、分解していないパソコンであれば無料で回収します。詳しくはリネットジャパンリサイクル(株)のナビダイヤルまたは、ホームページをご確認ください。(0570-085-800)

リネットジャパンリサイクル

<https://www.renet.jp>

2. パソコンメーカーへ回収を依頼する

パソコンメーカーを調べて回収を申し込む。メーカーの連絡先は、パソコン 3R 推進協会のホームページ等でご確認ください。(03-5282-7685)

パソコン 3R 推進協会

<http://www.pc3r.jp>

※販売店で回収を行っているところもあります。

回収の有無や金額については、販売店にお問合せください。

「事業系ごみ」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条により商店・事務所・飲食店などの事業所から排出される全てのごみは自己の責任において、適正に処理しなければいけません。

ごみの量や内容にかかわらず一般のごみステーションには出せません。事業所から排出されるごみの処理は、許可を受けた民間の収集運搬業者が行っています。

ごみステーションについて

ごみステーションは、決められた収集日に決められた品目のごみや資源物を出せる、一時的集積場所であり、「ごみ捨て場」ではありません。

また、ごみステーションの設置（場所決め）と管理（清掃等）は、利用される地域の方々の責任で行われています。

1. ごみステーションを新たに設置するには？

設置に際しては、利用される方と設置場所の近隣住民の間で後々トラブルとならないようによく話し合ってください。場所が決まりましたら、管轄の清掃事業所に自治会長より申込みをしていただきます。申込みに基づき現地調査を行い、収集作業に支障がなければ「ごみステーション新設等申込書」を担当の清掃事業所に提出いただき収集が開始されます。また、ステーションの構造等を変更する場合も申込みが必要です。

※自治会で管理しているごみステーションについては、以下の補助制度を利用することができます。詳しくは担当清掃事業所にご相談ください。

- ・ごみステーションの設置・改修等の原材料費、工事費の補助
- ・被せネット・シート・移動式箱物ネットの購入費の補助
- ・被せネット等の現物支給

2. ごみステーションの啓発看板について

ごみステーションに、各種の啓発看板を作製することができます。看板が必要な場合は担当清掃事業所にご相談ください。

3. ごみステーションでの「呼びかけ行動」について

清掃指導員が、早朝、ごみステーションに立ち、住民の方に「正しいごみ分別の呼びかけ・啓発ビラの配布」等を行い、ごみの減量・分別の徹底をお願いすることでマナーの向上を図ります。

お気軽に担当の清掃事業所にご相談ください。

ごみステーションのマナー

1. きちんと分別して



分別されていないと、処理やリサイクルができません。

2. 指定された袋で



「可燃物」・「不燃物」は、指定有料ごみ袋で出してください。

3. 収集日を守って



ごみを出す日は、地域で違います。

※ごみ収集カレンダーで収集日を確認の上、出して下さい。

4. 決められた場所に



ごみステーションは、利用者が決められています。

※場所がわからない場合は、自治会や管理会社に確認してください。

5. 収集当日の朝8時30分までに



前日に出すと、猫やカラスに荒らされる原因になります。

※ネットやシートがある場合は、必ず中に入れてください。

ごみステーションは、地域の利用者で清掃や管理をしています。
ルールを守り、ごみステーションの環境美化に
ご協力をお願いします。



市ごみ減量・リサイクル推進
イメージキャラクター
リサイクルン

ボランティアごみについて

個人、団体による地域美化活動に伴うもの

対 象

道路、河川等の公共の場所でボランティア清掃を行う個人、団体、自治会等

支援方法

- ① ごみ拾いパートナー登録制度に登録することで、ボランティアでごみ拾いを行っている個人又は団体の方は「ごみステーションに排出する場合」や「ごみ処理施設に直接持ち込む場合」にご使用いただける、ボランティア専用袋の交付を受けることができます。詳しくは、環境政策課（537-5687）までお問い合わせください。
- ② 自治会等で一斉清掃を行う場合は、事前に清掃事業所(東部・西部)へ収集を依頼してください。その他団体で一斉清掃を行う場合は、事前に清掃業務課へ収集を依頼してください。

※②の場合は、ボランティア専用袋ではなく、透明・半透明の袋もしくは紐等で縛ってごみを出すことができます。

ごみステーションの管理に伴うもの

対 象

ボランティアで、ごみステーションの清掃を行う自治会

支援方法

- ① ごみステーションの清掃等により出たごみを、ごみステーションに出す場合のボランティア専用袋を自治会に配布します。
- ② 当該ごみの種類の収集日にごみステーションに出してください。

※違反ごみで残された処理困難物(リサイクル対象家電・タイヤ・バッテリー・消火器等)はボランティア専用袋に入れても収集できません。別途対応いたしますので、清掃業務課もしくは担当清掃事業所までお問い合わせください。

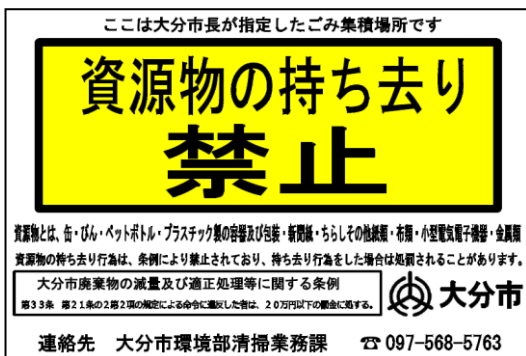


ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止について

資源物の持ち去り行為を禁止しています！

ごみステーションから空き缶や新聞紙などの資源物を持ち去る行為を禁止しています。

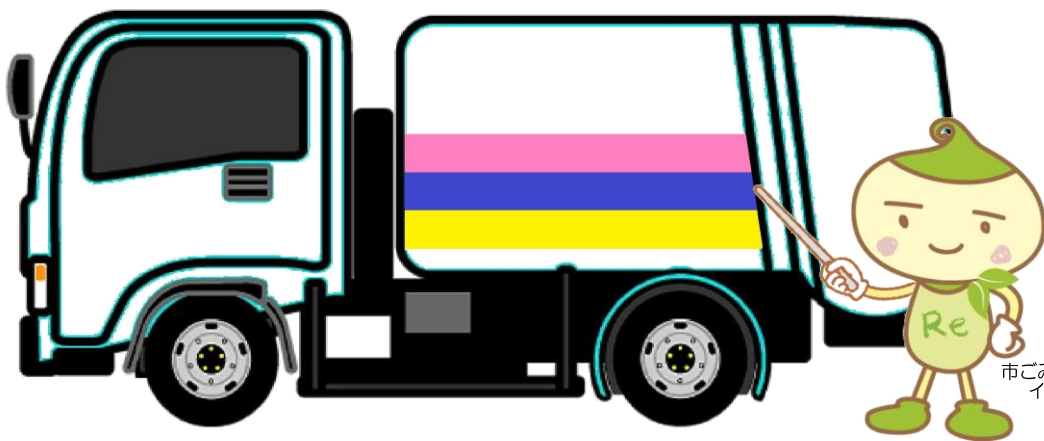
違反者には、20万円以下の罰金が科せられることがあります。



(ごみステーションに設置している看板)

持ち去り行為を発見した時は
情報提供をお願いします。

「場所・時間・資源物の種類、行為を行った人の特徴・人数・車（ナンバー等）」など



※市が委託をしている収集車には、車両側面及び後方部分に赤・青・黄色のラインが入っております。

それ以外の車両が収集をしている場合、資源物の持ち去りの可能性がありますので、清掃業務課まで連絡をお願いします。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

令和4年4月～

ごみ出し 支援とは

家庭ごみを、所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、週1回、自宅の玄関先などの指定された場所に出されたごみの収集に伺います。

□ご利用できる世帯

世帯全員が次のいずれかに該当し、自ら所定のごみステーションまでごみを持ち出すことが困難であり、親族等の協力を得る事ができない世帯

1. 65歳以上で、要介護1以上の認定を受け、訪問介護における生活援助を利用している方
2. 障害福祉サービス受給者証の交付を受け、居宅介護または重度訪問介護を利用している方
3. 1、2に準ずる方で、市長が特に必要と認めた方

※親族、地域の方、ボランティア等によるごみ出しの協力が得られる場合は対象外となります。

□収集方法

●自宅の玄関先などの指定された場所に出されたごみを収集します。

※ごみは、容器やネットに入れて出してください。

●可燃物・不燃物は指定有料ごみ袋で出してください。

●週1回、可燃物といずれかの収集品目を収集します。

※お住いの地域によって収集日（曜日）が変わります。

※収集日、収集時間の指定はできません。

※専用のごみカレンダーで収集日、収集品目を確認してください。



□申請方法

①窓口で申請書を入手

申請窓口は、清掃業務課、東部・西部清掃事業所、環境政策課、長寿福祉課、障害福祉課、東部・西部保健福祉センター、各支所になります。

※市ホームページでも入手できます。

②必要事項を記入

③関係書類を用意 ※同居の場合、世帯全員分の添付が必要です。

◇高齢者… サービス利用票（兼居宅サービス計画）の写し

◇障がい者… 障害福祉サービス受給者証の写し

※その他、必要に応じて状況を確認できる書類の提出を求められることがあります。

④申請書類を窓口で提出（※郵送の場合は清掃業務課へ）

□収集開始

書類審査・現地調査を行い、利用可の場合、収集開始となります。

※詳しくは、清掃業務課までお問い合わせください。

まちの美化対策

1. 「ごみ出しマナーアップ推進月間」

毎年10月を「ごみ出しマナーアップ推進月間」と定め、清掃指導員がごみステーションに立ち、市民の皆様へ、ごみの正しい出し方や分別について呼びかけを行います。



2. 「ごみの不法投棄防止強化月間」

毎年11月を「ごみの不法投棄防止強化月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼びかけ、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開しています。



3. きれいにしようえおいた推進事業（担当課 環境政策課）

道路などの公共の場所をボランティア活動でごみ拾い及び不法投棄・ポイ捨て等のパトロールを行う団体に対して、清掃道具の貸与及びごみ袋等の支給による活動支援を行うなど、市民と行政が協働して「日本一きれいなまちづくり」を推進しています。

4. ごみ拾いパートナー登録制度（担当課 環境政策課）

地域の環境美化に取り組んでいただくために、ごみ拾いパートナー登録制度を行っています。登録することで、大分市内の公共の場所をごみ拾いされる方が、ご使用いただけるボランティア専用袋の交付を受けることができます。

5. ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業（担当課 環境政策課）

快適な生活環境を確保することを目的に「ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定しています。市内中心部には、「ポイ捨て防止等強化区域」を指定し、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て・路上喫煙・飼い犬のふんの放置を禁止し、違反した者には罰則を適用しています。

（過料）

違反した者は、過料（二千円）に処されます。

放置自転車の処理について

○放置自転車、放置原付バイクについては、まず盗難届が出されていないかを警察にお問い合わせください。

○盗難届がない場合、市の管理地（市道・公園・河川等）については「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」により、警告札を張り、7日間放置されていれば撤去します。

交通等の支障にならない限りできるだけ動かさずに連絡してください。

| | | |
|----|-----------|----------|
| 市道 | 都市交通対策課 | 537-5690 |
| 公園 | 公園緑地課 | 537-5638 |
| 河川 | 河川・みなと振興課 | 537-5632 |


○放置自転車が、国・県の管理地にある場合は、その管理者に連絡してください。

○私有地に自転車が放置されている場合、事件性がなければ土地の所有者が直接、福宗環境センター・佐野清掃センターに持込むか市の有料収集により処理をしてください。

※大分市環境美化に関する条例で、「土地の所有者は、清潔の保持に努め適正に管理すること」と定められています。

犬・猫等小動物の死体について

委託業者が収集します

| | | | |
|-------|-------------------------------|----------|---|
| 大分地区 | (有) 大分共同企画 | 592-0371 |  |
| 野津原地区 | (株) 環境整備産業 | 569-0854 | |
| 佐賀関地区 | (有) 瀬戸商店 | 521-6191 | |
| 受付時間 | 8:30~16:00 (日曜・祝日は除く) | | |
| 収集料金 | 一体につき 1,040円 (ただし、野良犬・野良猫は無料) | | |

生きている犬や猫（ケガをしている野良犬・野良猫含）は

大分市保健所衛生課動物愛護センターまでお問い合わせください。

大分市保健所 衛生課 動物愛護センター 588-2200

公共用地の管理者と連絡先

| 道 路 | | | |
|------------------------------|--------------------|-------------|----------|
| 国道 10 号および国道 210 号宮崎交差点～大分市境 | 国交省 大分維持出張所 | 古国府 1179-1 | 543-2030 |
| 県道および上記以外の国道 | 大分県 大分土木事務所 管理課 | 向原西 1-4-2 | 558-2143 |
| 高速道路 | 大分高速道路事務所 | 金谷迫 1438 | 546-8061 |
| 市道 | 大分市 道路維持課 | 荷揚町 2-31 | 537-5674 |
| 林道 | 〃 林業水産課 林業担当班 | 〃 | 537-5783 |
| 里道 | 〃 土木管理課 | 〃 | 537-5630 |
| 河川・下水道 | | | |
| 1 級河川 | 国交省 大分出張所 | 岩田町 1-12-32 | 558-7142 |
| | 〃 大野川出張所 | 志村 218-2 | 527-2549 |
| 2 級河川・1 級指定河川 | 大分県 大分土木事務所 管理課 | 向原西 1-4-2 | 558-2143 |
| その他の河川 | 大分市 河川・みなと振興課 | 荷揚町 2-31 | 537-5632 |
| 都市下水路 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 雨水幹線 | 大分市 上下水道局 下水道施設管理課 | 城崎町 1-5-20 | 537-5642 |
| 公 園 | | | |
| 県管理 | 大分スポーツ公園事務所 | 横尾 1351 | 528-7700 |
| | 大洲総合運動公園 | 青葉町 1 番地 | 551-2000 |
| 市管理 | 大分市 公園緑地課 | 荷揚町 2-31 | 537-5638 |
| 港 湾 | | | |
| 地方港湾 | 大分県 大分土木事務所 大分港振興室 | 向原西 1-3-33 | 558-5111 |
| 漁港 | 大分市 林業水産課 水産担当班 | 荷揚町 2-31 | 585-6028 |
| 公営住宅 | | | |
| 県管理 | 大分県 住宅供給公社 | 城崎町 2-3-32 | 532-5135 |
| 市管理 | 大分市 住宅課 | 荷揚町 2-31 | 537-5634 |
| 警察関係 | | | |
| 本庁 明野 | 大分中央警察署 | 荷揚町 5-6 | 533-2131 |
| 鶴崎 大在 坂ノ市 佐賀関 | 大分東警察署 | 鶴崎 2200-8 | 527-2131 |
| 植田 大南 野津原 | 大分南警察署 | 横瀬 2212-1 | 542-2131 |

大分市のごみ減量・資源化の取り組み

生ごみ・食品ロス削減に取り組もう！

「3きり運動」で生ごみ・食品ロス削減！

大分市では生ごみ・食品ロス削減に取り組んでいます。食品ロスとは、“本来食べられるにも関わらず捨てられている食品”のことです。また、生ごみ内には水分も多く含まれており、食品ロスや生ごみの水分を減らすことにより、燃やせるごみが削減できます！

ぜひ、ご家庭で「3きり運動」の実践をお願いします。

“3きり運動”とは！

食材を無駄なく使いきる「**使いきり**」

食事を残さず食べる「**食べきり**」

生ごみはしっかりしぼる「**水きり**」



市ごみ減量・リサイクル推進
イメージキャラクター
リサイクルン



小型家電やリチウムイオン電池は回収ボックスへ

小型家電回収ボックス



- ・小型ゲーム機
- ・電源コード
- ・ビデオカメラ
- ・リモコン
- ・ヘアドライヤー
- ・電動工具 等

※投入口（15cm×25cm）

に入る小型家電に限ります

小型充電式電池等回収ボックス



- ・小型充電式電池
- ・モバイルバッテリー
- ・加熱式タバコ
- ・電子タバコ
- ・小型充電式電池が
取り外せない小型家電

※発火防止のため、電池切れの状態

にし、電極をテープで絶縁してください

<設置場所>

市役所本庁舎1階、各支所、本神崎連絡所、

大分東部・大分西部・大分南部・南大分公民館

問合せは **環境政策課** (☎537-5687) へ

※回収は開庁している時のみです

《ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取り組み》

1. 生ごみ処理容器等による減量化促進事業

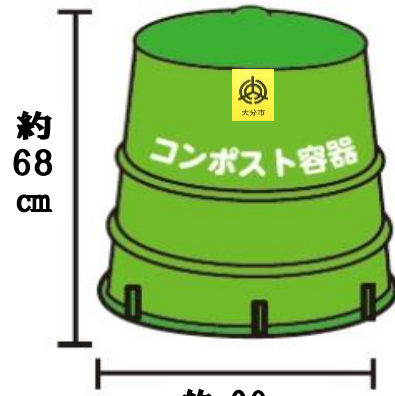
①コンポスト容器・ボカシ容器の貸与。段ボールコンポストの支給。

コンポスト容器貸与

特徴

底のない容器を庭・畑に埋めて、生ごみの上に土を被せ、地中の微生物の力によって生ごみを発酵・分解させる容器です。

コンポストは容量が大きいので、生ごみだけでなく落葉なども入れることができます。



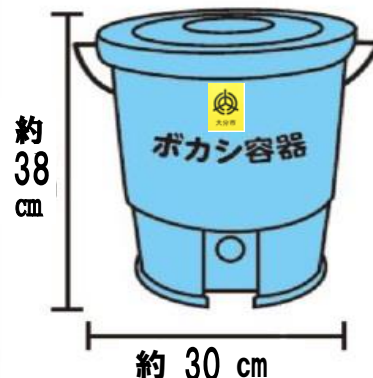
※ 2個まで貸与できます。

ボカシ容器貸与

特徴

密閉式の容器に生ごみを入れボカシ菌（米ぬか、もみ殻等に発酵菌を混和し、乾燥させたの）をふりかけて発酵させ、土に埋めて堆肥化させる容器です。

生ごみの投入を終えてから2ヶ月程度で堆肥になります。



※ 初回のみボカシ菌を支給します。
※ 2個1セットで貸与します。

段ボールコンポスト支給

特徴

段ボールの通気性を利用したコンポストです。

段ボールの中に、ピートモス・もみ殻くん炭を入れ、その中に生ごみを投入。微生物の力で分解させます。

・市から支給するもの(1セット)



段ボール・ピートモス・もみ殻くん炭

※申請は市役所本庁4階環境政策課もしくは最寄りの支所、連絡所で受け付けています。

② 生ごみ処理機器購入補助事業

(1)生ごみ処理機の購入を補助します。

補助額：本体購入価格（消費税含む）の3分の2

上限額：電動式 30,000 円 非電動式 15,000 円

※購入後の申請です。大分市内の販売店で購入してください。

インターネットでの購入は対象外です

メーカー保証とは別の長期保証料、商品券、ギフトカード、ポイントによる支払い及びポイント還元等による割引分、工事費、配送料等は補助対象外です。

(2)ディスポーザーの設置を補助します。

補助額：設置経費の額

上限額：30,000 円

※設置前の申請です。事前に環境政策課へのお問い合わせが必要です。

(1),(2)とも補助金交付から5年間は再度利用ができません。

2. 有価物集団回収事業

市では、有価物集団回収を実施する団体へ報償金を支給しています。

報償金

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{活動月数} & & \text{紙類・布類の} & & \text{スチール缶・アルミ缶の} & & \text{びん類の} & & \text{廃食用油の} & & & \\ \times & + & \text{回収重量} & + & \text{回収重量} & + & \text{回収重量} & + & \text{回収量} & = & \text{大分市からの} & \\ 3,000 \text{円} & & 1\text{kg} \text{あたり}5 \text{円} & & 1\text{kg} \text{あたり}7 \text{円} & & 1\text{kg} \text{あたり}10 \text{円} & & 1\text{L} \text{あたり}20 \text{円} & & \text{報償金} & \end{array}$$

※有価物集団回収を実施する前に登録申請が必要です。

〈お問い合わせ先〉



環境政策課

537-5687

ごみに関するQ&A

ごみ袋に黄色のシールが貼ってあるが、なに？

収集日の違うごみや分別のまちがいで収集できないごみには、理由を記載し貼っています。また、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」では、指定有料ごみ袋以外の袋で出されているものにも貼ります。シールの記載内容を確認し、正しい収集日・分別方法で決められた収集日に出してください。

スプレー缶に穴を開けるのが恐いが、どうしたらいい？

平成28年10月から穴を開けずに、ごみステーションに出せるようになりました。なるべく使い切り、穴を開けずに「スプレー缶・蛍光管等」の日に出してください。

ペットボトルのラベルとふたは外さないといけないの？

ペットボトル本体とラベル・ふたはそれぞれ素材が違いますので、リサイクルの効率化を図るため、分別にご協力をお願いします。また、はずしたラベルとふたは資源プラになりますので、資源プラの日に出してください。

指定有料ごみ袋に入りきれない物は、ごみステーションに出していいの？

一番大きな指定有料ごみ袋（45ℓ）におおむね入っていれば、ごみステーションに出すことができますが、入らないものについてはごみステーションに出すことができません。

各地域の担当の清掃事業所に、有料収集を申し込みになるか、市の処理施設（佐野清掃センター・福宗環境センター）に直接お持込ください。

なぜ収集日の朝8時30分までに出不さいといけないの？

すべてのごみステーションを朝8時30分に収集するわけではありませんが、その日の道路の混雑状況や工事等の関係により、ごみステーション毎に収集時間を設定することは困難であるため、市内全域朝8時30分までに統一しています。ご理解とご協力をお願いします。

他地区の人がごみ袋を置いていくので困っている、どうしたらいい？

担当の清掃事業所に相談し、他地区持ち込み禁止看板の設置や、早朝にごみステーションに立ち指導等行うこともできます。

年末・年始のごみの収集は、通常通り回収しますか？

年末・年始のごみの収集については、各家庭に配布されている「ごみ収集カレンダー」をよくご確認のうえ、ごみを排出するようお願いいたします。

クリーン推進員活動報告書からの紹介

ごみの正しい出し方の呼びかけ・啓発について

- ・ ごみステーションにおける「ごみ出しマナーと分別」のお願いを全戸に回覧した。
- ・ ごみの分別が解らないという高齢者の方に、家庭ごみ分別事典を渡し分別方法を説明した。
- ・ マナーの悪いごみステーションに啓発看板を設置した。
- ・ 1人暮らしの高齢者に、指定有料ごみ袋について聞かれたので出し方について説明をした。
- ・ ごみがカラスや猫に散らかされていたので、支給されているボランティア袋を使用し、掃除を行った。
- ・ 市の職員と早朝ごみステーションに立ち、ごみの分別の説明をしながら活動した。
- ・ ごみステーションのネットが破れていたため、自治会長を通じてネットを支給してもらい新しい物と交換した。
- ・ 校区のクリーン推進員連絡会議に出席し、意見交換を行った。

まちの美化対策や自治会活動

- ・ 自治会の一斉清掃に参加し環境美化に努めた。
- ・ 防犯パトロールを兼ねてごみ拾いをしている。
- ・ 市民いっせいごみ拾いに参加。公民館に行き、町内のみなさんが持ち込んだごみの受け取り、分別をして市の清掃車へ引き渡した。
- ・ 地区総会でごみ出しルールの徹底をお願いした。
- ・ 自治会総会にて住民の方にごみステーション清掃当番の再確認、周知徹底をした。
- ・ 高齢者のひとり暮らしの生活者が多くなってきているので、ごみの出し方の指導と協力が必要となっていることから、出来るだけ班長さんをお願いし、その指導を行っている。
- ・ 自治会が実施している有価物集団回収に参加し、地域コミュニティの活性化とリサイクルの推進を図った。

不法投棄対策

- ・ ごみステーションをパトロール時に放置自転車や不法投棄物がないか見て回っている。
- ・ 放置自転車があり、警察に盗難届の確認をし、その後都市交通対策課に連絡し対応してもらった。

市の清掃に関する相談窓口

| 担当課 | 相談内容 | 電話番号 |
|-------------|---|----------|
| 清掃業務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大分市クリーン推進員に関すること ○ 不法投棄に関すること ○ 自治会以外のボランティアごみに関すること | 568-5763 |
| 東部清掃事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみステーションに関すること ○ 家庭ごみの収集運搬に関すること | 523-0322 |
| 西部清掃事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会のボランティアごみに関すること ○ ステーション内の違反ごみに関すること | 541-5473 |
| 大南支所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大型・多量ごみの有料収集に関すること | 574-7868 |
| 佐賀関支所 | ※ 不法投棄に関すること（2支所受付可） | 575-1122 |
| 北部清掃事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ し尿の収集運搬 | 558-9787 |
| 環境政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの分別に関すること ○ ごみの減量・リサイクルに関すること | 537-5687 |
| 廃棄物対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系の廃棄物に関すること ○ 不法投棄に関すること | 537-7953 |
| 清掃施設課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃施設の管理・運営に関すること | 537-5659 |
| 佐野清掃センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やせるごみ・燃やせないごみの受入れ ○ 古紙・布類以外の資源物の受入れ ○ コンクリート破片・土・瓦等の受入れ ○ 犬・猫等の死体の受入れ | 593-4047 |
| 福宗環境センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やせるごみ・燃やせないごみの受入れ ○ 古紙・布類以外の資源物の受入れ ○ コンクリート破片・土・瓦等の受入れ (鬼崎埋立場) ○ 剪定枝(直径5cm以上)の受入れ (鬼崎埋立場) ○ 犬・猫等の死体の受入れ | 588-0113 |
| 公園緑地課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園内の不法投棄に関すること ○ 公園内のボランティアごみ収集に関すること | 537-5638 |
| 環境保全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き地の管理指導に関すること ○ 犬の糞のポイ捨て防止看板 (大分市保健衛生組合連合会) | 537-5762 |
| 都市交通対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市道に放置された自転車(原付を含む)の処理 | 537-5690 |
| 保健所衛生課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 犬の糞のポイ捨て防止看板 ○ 生きている犬・猫の引き取り | 536-2854 |
| 大分市動物愛護センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ ケガをしている野良犬・猫の相談 | 588-2200 |

活動報告書は郵送、FAX または下記の
QRコードから提出が出来ます。



大分市環境部清掃業務課
大分市大字片島351番地
電話(097)568-5763
FAX(097)567-5860